

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

菊川市長 長谷川 寛彦

市町村名 (市町村コード)	菊川市 (22224)
地域名 (地域内農業集落名)	横地 (奈良野、土橋、西横地、川島、段横地、奥横地、三沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・古い時代の基盤整備箇所においては、現在暗渠排水管が清掃できない、一筆が5畝程で狭い等、時代にそぐわない箇所があり、将来的な担い手を確保するのが難しい。 ・現在営農されていない農地の中には、相続等により所有者が不明であったり、所有者自身はその農地を認識していない場合がある。 ・10年後には営農を続けていないような年代の農業者が多い。 ・後継者不足、担い手の高齢化が深刻化している。 ・茶価が低迷している。安定した収入を確保するうえで、後継者の育成を考えなくてはならない。 ・大規模生産者への集約が進んでいる。 ・機械化が進む大きなほ場は借り手がいるが、機械の入りにくいほ場や区画の小さなほ場は借り手がなくなってきている。 ・農地の借り手がバラバラでまとまっていない地域と、借り手がまとまっている地域とがある。 ・茶畑の管理が難しい。 ・茶園の荒廃農地の増加が著しい。 ・茶については農地の荒廃により入っていけない農地がある。 ・茶、米、野菜以外にも、地域に適した作物への転換、採算の取れる儲かる農業を考える必要がある。 ・茶から転換するための土壌改良が大変かつ転換できる作物が少ない。 ・荒れていても貸してくれない地権者がいる。また、借りても相続等で困ったりトラブルになったりすることがある。 ・有機栽培と隣地の調整が難しいため、区画を分ける等の対応が必要である。 ・農家になりたい、という人はいるが収入が安定しないなどの問題から就農には繋がらない。 ・農業経営を続けるための費用が高い。 ・農地までの経路で、木や草の繁茂が著しい。刈るのは耕作している農家の負担になる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・主要な担い手(法人も含む)に集約していくとともに、農地を機械化・スマート化に対応させていく。 ・農業で安定して生活できるようになり、若い農業者も入ってきやすい状況。 ・他作物との連携により、年間雇用が出来る。 ・荒廃農地がなく、休耕地も保全管理されている。 ・基盤整備により、きれいな圃場の確保、機械化への対応、若い担い手の参入につながる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	231 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	196 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域内農地(青地)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横地地区の耕作可能な農地利用については、水田や畑は、中心経営体である認定農業法人や認定農業者、主として今後拡大意向のある経営体を中心となって担っていく。 ・茶畑は中心経営体である認定農業者、主として今後拡大意向のある経営体を中心となって担っていく。 ・地域内の担い手で不足する分については、入作希望者や認定新規就農者受け入れを進めていくことで対応していく。 ・奥横地地域の水田利用は、中心経営体である認定農業者及び地域の担い手が担っていく。 <p>また、地域の多面的機能支払い交付金活用団体による農地の管理を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三沢地域の茶畑の利用については、中心経営体である地域の認定農業者及び地域外の認定農業者を中心に担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者について、現在の担い手との調整を図りながら受け入れを進めていくことで対応していく。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の拡大を図る中心経営体及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に対しては、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地の集積、集約を促す。 ・関係機関が連携し、農地中間管理事業の促進を図るため、機構に対し情報提供と事業の協力を行う。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中心経営体への貸付を進めていく。
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の活用を検討していく。 ・茶については畝替え等により、機械の進入が可能となるような整備を検討していく。
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 <p>ただし、まずは地域内の担い手を確保、育成したい。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲については、ドローンや無人ヘリによる散布の委託が進んでいる。 ・作業の効率化、省コスト化が見込まれる作業委託があれば活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① ジャンボタニシ被害について地域で防止策に取り組んでいく。